

返 戻 金 制 度

当社の紹介により就職した者が、入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

記

1. 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
2. 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
3. 入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 5%

※但し、個別の契約により上記とは別の定めをする場合があります。

以上

株式会社スキルプラザ さいたま支店

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目 275 番地 3
テネメント・ニッカン 3 階 11 号室

許可番号：11-ユ-300167